

2017年8月21日

IFRS 解釈指針委員会 御中

**「IAS 第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 — 共通支配下の企業からの  
関連会社又は共同支配企業の取得」に関するアジェンダ決定案に対するコメント**

1. 当委員会は、「IAS 第 28 号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」 — 共通支配下の企業からの関連会社又は共同支配企業の取得」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）の 2017 年 6 月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。
2. 我々の議論において、解釈指針委員会の提案に関して、コンセンサスには至らなかった。しかしながら、今後の委員会における検討のために、我々の議論において聞かれた次の意見を共有させていただく。
  - (1) IASB が現在進行中の「共通支配下における企業結合プロジェクト」において、共通支配下の企業結合の会計処理に関して結論を出すまでは、本論点について、IAS 第 28 号のみに基づき処理することを明確にすべきでない。本論点で問題となっている取引は、共通支配下の取引であり、その会計処理と、共通支配下の企業結合取引の会計処理とは首尾一貫させるべきである。そのため、IASB は結論を出す前に、まず共通支配下の取引の企業結合に関して概念的な観点から会計処理を分析をすべきである。
  - (2) 本論点で問題となっている取引は IAS 第 28 号の適用範囲内に含まれるものであり、その旨明確化するアジェンダ決定を公表することに異論はない。
3. 我々のコメントが、委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小野 行雄

企業会計基準委員会 委員長